

津幡町農業委員会の委員募集要項

津幡町農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の任期が令和8年7月19日に満了することから、農業委員を募集します。

1. 農業委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人員 11人
- (2) 任期 令和8年7月20日～令和11年7月19日
- (3) 身分 津幡町の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬 町長が条例等で定める額

2. 職務内容

農業委員会総会（月に1回(必要に応じて複数回)、平日の日中に開催）等に出席し、議案について審議します。

そのほか、必要に応じて農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談などを行います。

【主な業務】

- (1) 農地の権利移動転用に係る許認可業務
- (2) 担い手への農地の集積・集約化
- (3) 耕作放棄地の発生防止・解消
- (4) 新規参入の促進
- (5) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (6) 地域計画における目標地図の作成及び話し合いへの参加
- (7) 違反転用等の是正・指導

3. 応募資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる方。

ただし、次のいずれかに該当する方は除きます。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ていない者
- (2) 拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 推薦・応募の手続

所定の申込書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、津幡町産業建設部農林振興課へ提出してください。

(FAX、電子メール等による申込みはできません。)

- (1) 農業者が推薦する場合 様式第1号「推薦申込書」を使用
- (2) 農業団体その他の関係者が推薦する場合 . . . 様式第2号「推薦申込書」を使用
- (3) 本人が応募する場合 様式第3号「応募申込書」を使用

5. 推薦・応募の受付

令和8年3月23日（月）から令和8年4月24日（金）まで【必着】

※申込書を持参する場合は、役場開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに津幡町産業建設部農林振興課に提出してください。

6. 募集要項及び申込書の入手方法

募集要項及び申込書は、津幡町のホームページにてダウンロード、又は津幡町産業建設部農林振興課の窓口にて備え付けてあります。

7. 選考方法

書類審査のほか、必要に応じて面接を実施し、選考します。

（面接を行う場合は、別途お知らせします。）

8. その他

(1) 選考結果は、令和8年6月中旬までに推薦をする者又は応募する者へ文書により通知します。

(2) 受付期間中及び受付期間の終了後、法令の規定に基づき、推薦及び応募に関する情報を津幡町のホームページで公表します。

9. 注意事項

(1) 農業委員は、推進委員と兼務することはできません。

(2) 提出された申込書は、返却しません。

(3) 推薦又は応募に係る経費は、全て推薦をする者又は応募する者の負担となります。

(4) 申込書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

(5) 申込書は、本人の署名又は、記名押印が必要です。

※「署名」…本人が自らの氏名を自署すること(法人の場合は、代表者が自らの氏名を代表者氏名として自署すること)

※「記名」…署名以外の方法で本人の氏名を記載すること(パソコン等による印字、ゴム印の押印、本人以外の者が手書きで本人の氏名を書くこと等)

10. 申込書の提出先、問い合わせ先

〒929-0393 津幡町字加賀爪二3番地

津幡町産業建設部農林振興課

TEL 076-288-6704(直通) FAX 076-288-6470